

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 5 号

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

鈴鹿市行政組織条例（平成 8 年鈴鹿市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
（部及び課の設置） 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び技術監理契約課を設ける。 （ 1 ）～（11） 略 （部及び課の事務分掌） 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総務部</td><td>（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ）～（12） 略</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	部	主な事務分掌	略	略	総務部	（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ）～（12） 略</u>	略	略	（部の設置） 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 （ 1 ）～（11） 略 （部の事務分掌） 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>総務部</td><td>（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ） 建設工事等の入札に関する</u> <u>こと。</u> <u>（10） 物品の調達に関する</u> <u>こと。</u> <u>（11） 工事の検査に関する</u> <u>こと。</u> <u>（12）～（15） 略</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	部	主な事務分掌	略	略	総務部	（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ） 建設工事等の入札に関する</u> <u>こと。</u> <u>（10） 物品の調達に関する</u> <u>こと。</u> <u>（11） 工事の検査に関する</u> <u>こと。</u> <u>（12）～（15） 略</u>	略	略
部	主な事務分掌																
略	略																
総務部	（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ）～（12） 略</u>																
略	略																
部	主な事務分掌																
略	略																
総務部	（ 1 ）～（ 8 ） 略 <u>（ 9 ） 建設工事等の入札に関する</u> <u>こと。</u> <u>（10） 物品の調達に関する</u> <u>こと。</u> <u>（11） 工事の検査に関する</u> <u>こと。</u> <u>（12）～（15） 略</u>																
略	略																

子ども政策部	(1)～(4) 略 (5) <u>母子保健に関すること。</u>	子ども政策部	(1)～(4) 略
健康福祉部	(1)～(9) 略 (10) <u>地域医療及び保健衛生に関すること。</u>	健康福祉部	(1)～(9) 略 (10) <u>健康づくりに関すること。</u>
略	略	略	略
2 <u>技術監理契約課の主な事務分掌は、次のとおりとする。</u> (1) <u>入札及び調達に関すること。</u> (2) <u>工事の検査に関すること。</u> (3) <u>工事の技術管理に関すること。</u>			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。